



2024年1月24日

各位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長CEO 廣田 康人
(コード番号: 7936 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員CAO 堀込 岳史
TEL. (078) 303-6888

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び子会社の従業員に対する新しいインセンティブ・プランとして、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社及び当社子会社であるアシックスジャパン株式会社の従業員のための福利厚生増進策として、当社及び子会社従業員に対して、当社グループの従業員持株会（以下、「本持株会」という）を通じた当社が処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を創出することによって、当社及び子会社の従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社及び子会社の従業員に与えるとともに、当社及び子会社の従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する当社及び子会社の従業員のうち本制度に同意する者（以下、「対象従業員」という）に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」という）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の処分を受けることとなります。

本制度により、当社が普通株式を処分する場合において、当該普通株式の総数は年 42,779 株（ただし、本制度の導入以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）以内とし（注）、その普通株式の1株当たりの払込金額は、その処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。当社は、2025年頃に、第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上述の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）。

今後、当社取締役会において本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

(注) 本制度の適用対象となる本持株会に加入している当社及び当社子会社であるアシックスジャパン株式会社のうち、一定の職位にある従業員 141 人に対して、2023 年 12 月 29 日の終値を用いて譲渡制限付株式を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後に確定します。

以 上